

第56回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成28年1月18日（月）14:30～15:22
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、翁小百合、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、林いづみ、松村敏弘、森下竜一
 - （政府）松本内閣府副大臣、酒井内閣府大臣政務官、西川内閣府審議官、松永内閣審議官
 - （事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、小野規制改革推進室次長、山澄参事官、渡邊参事官、佐久間参事官、中沢参事官、平野参事官

4. 議題：
 - （開会）
 1. 地方における規制改革について
 2. 規制改革ホットラインについて

（閉会）

5. 議事概要：

岡議長 これから第56回規制改革会議を開会いたします。

本日の議題は「地方における規制改革」と「規制改革ホットライン」の2件でございます。大崎委員、金丸委員、長谷川委員が御欠席でございます。

政務からは、松本副大臣、酒井政務官に御出席をいただいております。

それでは、報道関係の方、申し訳ございません。ここで御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

岡議長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議題1の「地方における規制改革について」でございますが、資料1について、事務局より説明をお願いいたします。

渡邊参事官 資料1でございます。

まず「1.問題の所在」ということで、御案内のとおり、我が国におきましては、国が定める法令から通達などの運用レベルのものまで多種多様な規制が存在しておりますけれども、ある規制については、国が一定のルールを定める一方で、具体的な規制内容を地方自治体の条例などに委ねている場合がございます。

これに関しまして、として、そのような地方の規制につきましては、地域の実情等に照らして、その理由が明確でないものもあるという指摘もございまして、といたしまし

て、そのような地方の規制につきまして、その内容が自治体によって異なるという場合、全国的に自治体をまたいで広域的な活動を行っている企業等にとりまして、経済効率性の観点から阻害要因になっているものもあるというような指摘もございます。

このような指摘、要望が規制改革ホットラインにも寄せられるわけでございますけれども、関係省庁に検討を要請いたしますと、それについては条例の問題である、国の規制はないというような回答が多々あるわけございまして、それでは問題は解決いたしませんので、地方の規制につきまして、地域の実情、ニーズに応じた見直しを進めるため、地方自治体に「地方版規制改革会議」を設置するということを実施計画でも書きまして、その提案を行っております。今正に具体的な働きかけも行っておりますわけでございますけれども、特に先ほど申し上げた の地方によってばらばらであるような規制につきましては、一自治体で解決するようなものではございませんので、地方の規制改革を推進するに当たりましては、国としての対応について、更に検討をしていただく必要があるのではないかと考えているところでございます。

「２．具体的な事例」ということで、幾つか 、 に相当するような事例を書かせていただいております。このような事例を御紹介いたしまして、御議論いただこうというものでございます。

まず、 がソフトクリームの移動販売についてでございますけれども、都道府県等によりまして、「都道府県等」というのは保健所を設置してある市、あるいは特別区の場合もあるわけでございますけれども、自治体におきまして食品衛生法に基づく営業許可をするわけでありますが、そのような許可が得られる場合と得られない場合があるということでありまして、営業許可が得られる場合でも、条件、原材料なりタンクの容量などについては自治体によって異なるということで、全国展開をする事業者におかれましては、対応に苦慮しているというような指摘があるところでございます。また、移動販売車でありまして、固定店舗と同等の設備を備えたものがあるにもかかわらず、一律に営業許可が得られない自治体があることは問題であるという指摘もあるところでございます。

飲食店の営業に関して、これも食品衛生法でございますけれども、臨時の出店の場合には、営業とは認められないということで許可を要しないところもあるわけでございますが、その基準というのは自治体によって異なる。許可を要しない場合であっても保健所への届出を求めているような自治体、そうでない自治体があるということ。さらに、届出を必要とする場合、出店期間の制限を設けている自治体ということで、例えば１年に５日だけというところがある一方で、そのような制限がないところもあるというような形で、ばらばらな状況でございます。

２ページ目でございますけれども、 理美容の関係であります。開設者においては、清潔の保持といった法律に書いてある措置のほかに、各条例で定める措置を講じなければならないということになっておりますけれども、自治体によりまして、「洗顔、洗髪のための流水式の設備を設ける」というような規定があるところとないところがあるというこ

とで、これも全国展開をされる事業者にとっては大変支障があるということでございます。

も理美容でありますけれども、床面積の基準、これも衛生上の措置として条例で定めておるわけではありますが、自治体によって異なるということで、6.6m²以上というところや13.2m²以上というところがあり、倍の開きがあるということでございます。また、移動車両を活用した理美容車というものでありますけれども、このような店舗型の基準を緩和しているところもある一方で、その基準をそのまま適用するところもありまして、厳しい基準の場合には、そのような大きい車はなかなか用意できないということで断念をされるような事業者もあると聞いております。

クリーニング業法の関係でありますけれども、営業者は、こちらも同様に法律の要件のほかに条例で定める措置を講じるということになっておりますけれども、その一つとして面積基準の規定を設けている自治体とない自治体があるということで、そのような面積基準の規定がある場合には、今、東京などで、コインロッカーで受渡しをする無人のクリーニング所が置かれている場合がありますけれども、そういうものがないという指摘があるわけでございます。

旅館業法の関係、民泊サービスの関係でこのような話も出てきておるわけですが、政令での基準と条例での基準というものがございまして、そのうち、条例の基準の中で客室の一室の面積でありますとか、帳場の広さなどの規定があるわけですが、それが自治体によってばらばらで、帳場の広さにつきましては、そのような規定がないところも多いというように承知しております。また、旅館業の一形態であります簡易宿所については、政令上は要件にはなっておらないわけですが、自治体によって条例で基準化しているところとしていないところがあるということでもあります。

公衆浴場の営業者は条例で定める必要な措置を講じるということになっておるわけですが、自治体によりまして一定年齢以上の男女を混浴させないというような規定があるところとないところがございます。そのような規定がある場合でも、年齢は8歳以上とか10歳以上とか12歳以上とか、ばらばらな状況でありまして、あるところで小さい子供が混浴できた場合があっても、ほかの地域に旅行に行った場合にできないというようなことがあるということかと思えます。

公衆浴場の関係で同様ですけれども、露天風呂の屋外に洗い場を設けないという、これは厚労省で技術的助言の通知を出しておるわけですが、その通知に沿って洗い場を設けないとしているところと、そのような規定は置いていないというところがあるという状況でございます。

3ページ目、学校教育法の関係でありますけれども、専修学校の設置者の要件として、法律上は学校法人であることは求めておらないわけですが、都道府県の方で定める私立専修学校の設置認可基準の中で、原則として学校法人であることを要件として求めている場合とない場合があるということで、こちら全国展開の事業者から支障があるという要望が出ておるところでございます。

競争入札の要件といたしまして、これは法律上は何もなく、自治体の方でそれぞれ定めておるわけですけれども、参加資格の要件として、一定の営業年数を求めている自治体とそうでない自治体があるということで、ない場合もあれば、1年以上とか2年以上というような要件を求めている場合もありまして、求めている場合には、創業間もない事業者が入れないということで、何とかしてくれというような要望も出てきております。

最後、競争入札の手続の関係でありますけれども、これも自治体がそれぞれ定めているわけでありまして。電子入札も進んできておるわけですが、やはり紙の手続が依然多い。その中で添付書類をいろいろ求めていますけれども、自治体によってばらばらであるということ。提出に当たって、ある自治体では書類の綴じ方でありまして、ファイルの色まで細かく指定をされているということで手続が煩雑化しているといった指摘がございます。

以上、幾つか事例を御紹介いたしましたけれども、このような事例を踏まえまして、国として、どのような対応が必要かについて御意見をいただければと思います。

以上でございます。

刀禰次長 議長、一言補足させていただきます。

岡議長 お願いします。

刀禰次長 本日、11の事例を紹介しておりますけれども、基本的に近年の規制改革会議及びワーキング等の議論、ホットラインの議論といった中で気づいたことを集めている内容でございます。つい先日のホットラインに出てきたようなものもございますので、ある意味では備忘で覚えておったものもあり、これ以外にもいろいろなものがあるかと思っておりますということが1点と、一つ一つの評価についても、各都道府県の条例等も調べておりますけれども、まだまだいろいろなおことあるだろうということ。また、評価についてもいろいろそれぞれの制度の由来とか歴史もあるかと思いますので、一見おかしく見えることをどう評価するかというのもいろいろあるのかもしれませんということで、本日の資料については未定稿と書いてございます。少なくとも書いてあること自体には事実関係を確認しておりますので、そういったことを前提に御議論いただければという意味での素材を提供させていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、これから意見交換に入りたいと思います。どなたかいかがでしょうか。

森下さん、お願いします。

森下委員 この問題は大きな問題というか、いつも問題になるところで、規制改革会議の中でもいつも話が出ますけれども、なかなか国の手が届かないところなので、これは非常に意義のある話だと思います。これをこの後、進めていったときに、省庁としては総務省の対応になってくるのですか。それとも、もう各地方の対応に任せていくということになるのですか。要するに地方が対応した結果、さらにばらばらになっていくということになると、意味のあるようなないような話にならないかなという危惧があるのです。

岡議長 今回の森下委員の御意見、御質問ですが、先ほどの事務局の説明の一番最後になりましたように、我ども規制改革会議として、いくつかの具体例で自治体の規制の基準がばらばらになっているという状態に対して、国としてどうするのかという視点で議論を行い、A案、B案、C案という解決案を考えていったらどうなのかなというようなイメージでこのテーマを取り上げております。

これと関連して、我々規制改革会議は、今「地方版規制改革会議の設置」をフォローアップしているわけですが、設置するかどうかの主体は向こうにあるわけで、我々から「各地域に地方版規制改革会議を設置してもらいますよ」というようなものではない。その辺のところもありますので、地方の規制の主体も自治体にあるけれども、何か国としてお役に立つことはあるのか。こういう切り口で御意見をいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

森下さん、どうぞ。

森下委員 その中で大事なものは、やはりいい方に変わらなければ意味がないだろうという点です。違うからといって、統一してかえって進んでいるところは元に戻るのだと何をやっているのか分からないので、逆にもうやっているところはある意味、余り必要がなくて、やっていないところに対して言っていかなければいけないという非常に難しいスタンスだと思うのです。

その中で是非言えることは、規制改革会議自体が考える原則論。もともとあるような過剰な規制がないようにしようとか、民間の活力を生かそうとするとか、目的意識のところをしっかりと共有してもらって地方でも考えてもらわないといけないと思います。面倒くさいから元へ戻しましたみたいなことになってしまうと全く意味がなくなると思うので、そこだけしっかりする必要はあるのかなという気がいたします。

岡議長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

佐久間さん、どうぞ。

佐久間委員 ありがとうございます。

事務局の方で、ここに今まで出てきた地方ごとに異なる規制の実態があるということをもとめていただいたわけですが、先ほどお話にありましたように、これ以外にも本当に枚挙にいとまがないくらいの問題がある。ただ、問題は、多分、自治体の方に私は直接聞いたわけではありませんが、自治体の方が日本の各自治体がどういう規制をしているかということをつかんではいないのではないのか。あと中央官庁がそれぞれ所管しているものについて、自治体の実態が全部こうなっていますというのはたちどころに出るようになっていないのではないのか。逆に、その点を気づかない限り、自分たちは過剰な規制をしているのだというようにはならない。

いい例は、この 露天風呂の問題です。これは非常にはっきり厚労省が技術的助言とこのを出して、露天風呂には洗い場はできないというのが非常にクリアに出ている

わけですが、この資料は意外だったのですが、それを事実上無視している立派な都道府県があるということを初めて知ったのですが、私の理解では、この公衆浴場法が昭和23年なので、その前に既にもうあるところについては規制が及ばないという理解だったのですが、これは技術的助言がありながらも条例でそれを無視するということをもしやっているとすれば、話が長くて恐縮なのですが、そういうことをやっている県がありますよということをやっている県が知れば多少変わるのですが、多分そのことを知らないのではないかと思います。つまり、やはりこういうことはよそが何をやっているかというのを知ることが非常に重要なので、そういう情報の共有化をするような仕組みを国が作るべきではないかと思えます。

ただ、余りにもたくさんあるので難しいということかもしれませんが、少なくとも規制改革のテーマに上ってきたものについては、全国はこうなっています。つまり、それを見れば、うちの県は必要以上のことをやっているということが少なくとも分かる。あと業者のも分かる。そうでないと、ある自治体だけで営業している人は、もう世の中みんなそうだと思っているわけですから、大きいところだったら他がどうなっているかというのは調べられますが、なかなか調べられないということからすると、事業者の方にもそういう情報の共有化というのは必要だと思えます。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。大変、有効な御意見をいただいたと思えます。

では、佐々木さん、お願いいたします。

佐々木委員 国が何をできるかというように考えると、今、佐久間さんがおっしゃったようなことと通ずるのですけれども、簡単に言うと、全国の一覧を提示するということではないかと思うのです。規制改革会議の目的が経済の発展だったり活性化だということになると、ある意味、ある視点で考えれば、各自治体がそれぞれのある程度の温度差で特徴を出した自治体を作ってもいいわけですね。なので、それは市民なり国民なり消費者が選んでその町を訪れたり、そこでビジネスを始めたりするということなのだと思いますが、問題は全ての自治体のホームページの作り方がばらばらで、どこでどういうようにやったらそれを見つけれられるのかを見つけれられないので、今の温泉の事例をとってみても、佐久間さんおっしゃるように、多分一つの自治体でいらっしゃる方は、ほかのところはどうやっているのかを比べているわけではない。

なので、もちろん全てというわけにはいきませんが、ある一定のところから、全国でどうなっているのかを見せるのがいいのではないかと思います。保育園のときも同じだったように思うのです。国で株式会社が作っていいよと言っているのにもかかわらず、自治体によって違う。自治体によって違っても、ある意味いいわけですが、違う方法でそこが解決していたり、何か大変魅力的な自治体に育っていればそれなりにそれはその土地の特徴ですが、国がやっていることに違反して強化している上に待機児童が多いということであれば、それが一覧できることによってあからさまになりますから、国ができること

というのは、一覧性のある状態にするということではないかなと思います。

岡議長 ありがとうございます。

鶴さん、お願いいたします。

鶴委員 ありがとうございます。

個々のケースの話をここに書いていただいているのですけれども、やはり基本的にどういう考え方で臨むのかという原則論を少しきちっと議論した方がいいのかなと思いました。今、佐々木委員がおっしゃったように、地方自治体でばらばらであることがいいのか悪いのかという、そこも非常に大きな出発点だと思うのです。

二つぐらいあるのだと思うのですけれども、例えばそれぞれの地方自治体ごとに特色があるので、本来ならば一定のこういう形でやらなければいけないという基準があっても、それぞれの自治体で、ある意味で自治体ごとの特色とか特徴とか、それで説明ができるのだったら、そこと違うやり方をできるというようなことであれば、逆に地方自治体ごとに違う規制があるということも一つ評価ができるのかもしれない。

もう一つは、少なくとも基準として、ここまでは最低限やってくださいということを国が明確に示す。さらにそれをやっているのであれば、逆にいろいろなやり方の違いがあってもそれは構わないという考え方ということなので、まずばらばらであるということ自体がいいのか悪いのか。いいとすれば、それを前提にどのようなばらばらで、その理由づけとかやり方ということであれば正当化できるのかということがあると思います。

先ほどお二人の委員がおっしゃった情報が開示されれば、基本的にそれなりのレベルに皆さんが相手を見ながら、ある種コンバージョンするとか、収束していくというような効果もあるので、余り国がいろいろな関与をしなくても、それなりのところに落ち着くというような効果ももしかしてあるかもしれないということなので、いろいろなケース、全体的な立場から議論した方がいいかなと思いました。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

では、林さん、お願いいたします。

林委員 地方自治体におけるいわゆる「上乘せ規制」の問題についてはこれまでも議論になったと思うのですが、やはり「上乘せ規制」をするそれぞれの自治体における合理性というものがあるのかないのかが問題です。それが問題になったときに、個別の裁判で最高裁まで争うという手間暇をかけるのではなく、司法で争う以外にも地方版の規制改革を議論する場が今あるのかが疑問の出発点です。地方での規制改革を議論する場がこれまではあまりなく、個別の司法での救済に委ねられていた面があり、規制改革にとっても時間がかかっているのではないかと思います。

そうすると、今まで委員がおっしゃられたように、どのようなレベルで、「上乘せ規制」になっているかについての情報の共有をするということと、さらに、それを基に地方にお

いて、例えば地方版規制改革会議でそういった情報に基づいて議論する場を設けていただく。それはセットになることが必要と思います。

当会議では、地方版規制改革会議を設置することを既に御提案していますが、それができるまでの間、どういう場があるのか。私はよく存じ上げないのですが、全国知事会なのか、何かしらそういう場でこういう地方版の規制改革の取組を国の規制改革会議と協力しながら進めていけるようなプラットフォームをこれから御相談していけるといいのではないかと思います。

岡議長 ありがとうございます。

ほかはどうでしょうか。安念さん、何かございますか。

安念委員 つくづく思うのですが、佐久間委員がおっしゃったように、まず向こう三軒両隣はどうやっているのかを知らないのではないかと。それは幾らでもあると思います。そのとおりだと思います。ただ、知ってもやらないのではないかと結構思うのです。つまり、インセンティブがないのです。職員にとっては今までやっていたことを変えるというのはそれなりにコストのかかることで、端的に言えば面倒くさいというのが大きいディスインセンティブになっているのではないかなと思います。

まず第一に、どうなっているのか一覧表みたいなものを作れるのならば作る。これは私も非常に重要だと思いますが、もう一押し何かがないといけないでしょう。別に一番緩いところに合わせるとは言いません。スマートテストというか、クレーバーな規制になってほしいわけだから、ほかでやっている工夫を見て最もスマートなものを選ぶというように誘導する何かが必要なのですが、それはなかなか地方だけのイニシアチブで期待するのは難しいような気が直感的にはしています。だとすると、技術的な助言その他の地方自治法上のツールを使っていくというのがどうしても必要になってくるのではないかなと思います。

つまり、法律上の何かの強制力ではないのだけれども、やはり地方のもう一つ上に立ったレベルで全体を俯瞰してスマートな規制を目指していくという法的なツールを使っていく必要があるのではないかと思います。

もう一つは、よくこのようなものを調べてくれたなと思うのですが、これは条例があるから調べられるわけですね。地方によって違うのが問題ある。正にそうです。

もう一つは、地方によって違っているかどうかではなくて、法律が求めている要件を事実上行政指導の形で求めているという例がまたほかにも多分あって、こちらの方は非常に発掘しにくい。なぜかという、はっきりした文書がないからです。

私が経験したところでは、温泉法上の温泉の掘削の許可というのはあって、これは法律上の要件とは別に、大抵の都道府県で、温泉組合の同意を取れと求めているところが多いのです。全部かどうかは知りません。これは温泉法上の要件ではありません。けれども、その業者さんにとっては、それはそういうものとしてもうしようがないよねとなっておりまして、なかなか調べにくいので難しいのですけれども、その種の事例も恐らく多々あるということ念頭に置いておく必要があると思います。

岡議長 ありがとうございます。

翁さん、どうぞ。

翁委員 ありがとうございます。

皆さんの意見を伺っていて、私もこれは二つのアプローチがあるなと思いました。一つは、インセンティブを活用するアプローチで、それは佐久間さんや佐々木さんがおっしゃったように、情報開示を促して、それで住民による足の投票を促す。保育園への取組も当初横浜市と世田谷区では全然違っていたけれども、横浜市の方にどんどんみんなが行って、世田谷区も株式会社に開放していったということがありました。つまり、情報開示を活用しながら、インセンティブを引き出すというようなやり方だと思うのですが、多分それだけでは十分ではない。

もう一つは、コマンド・アンド・コントロール・アプローチというか、しっかりと国の誰かがもう少し自治体に規制のレベルを揃えるようにと行っていくというアプローチです。例えば保育園の株式会社参入を促すときも厚生労働省に通達を出してもらったわけです。国の規制改革会議は、自治体の情報開示を促したり、そういった通達を出すように所管省庁に促すというようなことができると思うのです。しかし、もっと自主的にこういったことに対して、所管官庁がその重要性に気がついて、両方のアプローチを取ってもらえると良いと思います。つまり情報開示を促して、それを国として公表していくということと、おかしいと思ったところには、安念先生がおっしゃったよりスマートな方向にコマンド・アンド・コントロールをしていくという両方があるのかなと思います。

岡議長 ありがとうございます。

では、大田さん、お願いします。

大田議長代理 情報開示は大賛成です。地方によって異なることに合理性がある場合とない場合があって、例えば公園にかつては砂場とブランコと何かがなければいけないというような規則があったと記憶していますが、これは子供の多いところと、高齢者の多いところで必要性は違いますから、異なっていていいのだと思います。

問題は、異なっていることに合理的な根拠がない規制の場合です。この場合に、やはり根拠なき過剰な規制はやめるということが原則で、これについては、中央官庁が単なる情報開示だけではなくてベストプラクティスを示すということが必要なのではないかと思います。これが1点です。

2番目に、自治体ごとに規制が異なることで、民間のビジネスに障害が出ている場合。資料の最後にある競争入札参加資格手続のようなものです。これについてはもう一歩進んで、国の官庁がガイドラインを示すということが必要なのではないかと思います。

岡議長 ありがとうございます。

松村さん、何かございましたらお願いします。

松村委員 いつも同じことばかり言って申し訳ないのですが、本来は、これは国と地方の役割分担はどういうものが望ましいのかという点の改革の一環。今までは地方分

権がいいことだとずっと言われてきたので、ここで地方の裁量を縛るようなことを言うと、それに逆行するというので、何か悪いことをしているように言われてしまう。しかし、実際にはそうではなく、本当は国と地方の間の役割分担の在り方も改革するのが正しい。今まで余りにも中央が地方のことに、余分なことに口を出し過ぎていたから、改革するというのは基本的に地方分権の方向に進むのは自然だった。しかし、ありとあらゆるものがそうであるということでは決してない。すべきことは分権を進めることではなく、国と地方の役割分担を改革した結果として地方分権が進むこと。地方分権すれば良いのではないということは、もうかなりの程度明らかになってきている。地方版規制改革会議に任せるということは、それは地方の権限だということを認めた上で任せることになる。そうではなくて、これはさすがに合理的な根拠がないから、国全体で統一してこういうルールで行くべきということを誰かが責任を持って決めることも重要なこと。しかしそれは、このやり方ではできない。これだけで、地方版規制改革会議だけで全部解決しようと思うのではなく、まだ大きな問題が残っているということは何らかの形で言い続けなければいけない。地方に今まで任せていたものを取り上げるみたいなことを言うと反発が来るのは当然なので、長い時間をかけてゆっくりと説得すべきこと。役割分担を改革するのが重要なこと、地方分権はその結果なのだということは、いろいろな機会で言い続けなければいけないと思います。

これに関しては、もう任期が迫っているので、この会議ではとても難しいのは分かっているのに黙っていたのですけれども、いずれにせよ、地方版規制改革会議はとても意義あるものだけれど、これだけで全部解決できるものではなく、まだ重要な問題があるということは、折に触れて確認する必要があると思います。

以上です。

岡議長 ありがとうございます。

本日はいろいろな御意見をいただきました。このテーマについては、今日の御意見を踏まえまして、更に本会議で議論をして取りまとめたいと、そんなイメージでございます。

今日、皆さんの意見を聴いておりまして、まず、情報を把握する、情報を公開するということが皆さん大賛成だというように思いました。翁さんから言っていただきましたけれども、保育の議論のときに、厚生労働省が東京都の自治体の民間企業参入に関する情報は一切把握していませんと胸を張って言っていましたので、それは違うだろう。正に、先ほど松村さんがおっしゃった役割分担ですから、国のやること、地方のやること、それぞれ役割があるけれども、一つの施策、戦略を所管している霞が関が関がまず実態を把握しているということはどうしても必要だろうと。把握された情報を公開することによって、各自治体が自分の立ち位置が分かる。それによって、改革を進めていただけるというようなことはやるべきなのだろうと私も感じておりました。

さらにその先に、ベストプラクティスみたいなものを横展開という形で進めていくということも検討すべきなのか、さらに一步突っ込んで、案件によっては、もう少し強い縛り

のあるガイドライン的なものまで打ち出したらどうかという御意見もいただきました。

私は、地方版規制改革会議とこのテーマのまとめ方によって、かなりまた規制改革が進むのではないかという思いもしています。同時に、大変大きなテーマですがけれども、国と地方の役割についての問題提起といったものにもつながっていくような気もしております。その辺も踏まえて、引き続き議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、議題2の「規制改革ホットラインについて」、資料2-1と2-2について、事務局から説明をお願いいたします。

佐久間参事官 それでは、説明いたします。

まず、資料2-1を御覧ください。

1ポツの受付件数ですがけれども、12月31日までの累計で4,366件受け付けてございます。

次に、所管省庁への検討要請状況でございますけれども、規制改革会議での前回の報告以降、所管省庁で新たに検討要請しました件数は、6件でございます。内訳は健康・医療ワーキング・グループ関連が1件、投資促進等ワーキング・グループ関連が4件、地域活性化ワーキング・グループ関連が1件でございます。

今回、新たに検討を要請しました6件については、提案事項名を記した資料を2ページ目に添付してございます。6件のうち3件は通訳案内士関連の話でございます。

次に、所管省庁からの回答状況でございます。1ページ目に戻りまして3.を見ていただきたいのですがけれども、今期はこれまで382件の回答でございまして、前期までの数字と合わせた回答総数は2,230件でございます。

所管省庁の回答の内訳ですがけれども、対応68件、検討に着手241件、検討を予定415件等々となっております。

引き続きまして、資料2-2を御覧いただければと思います。

所管省庁から回答を得た事項につきまして、ホットライン対策チームで審議いただき、さらに精査・検討を要する提案事項を取りまとめたものでございます。

ホットライン対策チームで内容審査を行った結果、ワーキング・グループで精査を必要としたものは資料中の17件でございまして、その内訳は、健康医療ワーキング関係が2件、雇用ワーキング・グループ関連が1件、投資促進等ワーキング・グループ関連が13件、あとページをめくりまして地活ワーキング・グループ関連が1件となっております。

17項目以外につきましても、引き続きホットライン対策チームの精査・検討対象とし、必要に応じてワーキング・グループにおいて対応することとしております。

提案内容と各省庁からの回答内容の詳細については、別添を御覧いただければと存じます。

私からは以上です。

岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、コメントがあったらお願いします。

佐久間委員 ありがとうございます。

今回、資料2-2、各ワーキング・グループでさらに精査・検討を要する提案事項の中の投資促進等ワーキング・グループ関連の中の、ページで言うと資料2-2の5ページ目に血液製剤に関する規制についての要望事項がここに出ています。これは今、問題になっている血液製剤の不祥事の背景にある問題に触れているということで、非常にタイムリーな要望ということでございまして、これらについて更なる検討をしていくということでございます。これは森下先生に解説していただいた方がいいのですがけれども、非常に簡単に言ってしまうと、献血を受けた血液の中で分離した血漿分画製剤というもの、これはたんぱく質成分でしょうけれども、それについては輸出が今は禁止されている。これは自給ということを目的にそういう措置がとられている。ただ、実際は国内では原料の血漿というのは有効利用されていないという実態があるということ等々が一応背景にあるということでございます。

以上です。

岡議長 ありがとうございました。

それでは、先ほどの事務局の説明について、浦野さん、どうぞ。

浦野委員 私もホットラインのチームの方に参加させてもらう機会があったものですから、たまたま今日の資料2-2の16ページの問題等を含めて感想めいたことになるのですが、この16ページの問題は、自動車のナンバー制度のことを言っているわけで、それに封印というものがあって、財産の公証とか、あるいは盗難防止とかというようなことがあるのですが、今や半分に達している軽自動車は全くそういう制度がないといった矛盾を突いているわけなのですが、私もこれを素直に読んでみて、やはりかなり昔の法律なのだろうなという思いを強くするのです。

例えばもしここに書いてあるように、軽自動車の価値が少ないということであれば、今、軽自動車でも200万の軽自動車はざらにありますので、それが本当に価値はないのかというのは、そういう価値判断は難しいなど。一方で、公証ということでいくと、軽自動車においてもそれは同じことです。軽自動車に全くないものが登録車両だけにあるということもおかしいなということで、この問題を提起した人に素直に賛成するのです。

翻って、車のことがこれ以外にも結構いろいろ出てきて、今日言いたいことは、車のようなものについて、もう一度大きく時代背景から返って見直す必要がある。例えば環境問題。これはリサイクルの問題も燃料の問題も含めてですし、あるいは自動運転とか安全といった面でいくと、今のIT、GPSの時代の中で、本当に自動運転をどうしていくのか。それはいろいろな法律の絡みも出てきますね。あるいは税金の問題もそうでしょうし、我々実際に身近に感じるのは、本当に車が良くなって、故障しても自分では全く分からないのに車検が相変わらず必要なわけです。そんなの本当にそうなのかとかいろいろ考えると、車にまつわる課題はいっぱいあると思うのです。

ですから、今までホットラインのやり方もいろいろなやり方をやってきましたけれども、

次の規制改革会議の方々に例えばですけれども、車とか、そういった大きなくくりの中で集中受付してみると結構おもしろいのかなと思って、車については私、個人的には本当にいろいろ無駄なことが多いと思っていたものですから、意見として申し上げた次第です。

岡議長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、今日の議題二つは終了いたしました。最後に私の方から、前回は御報告させてもらいましたけれども、地方版規制改革会議の設置に関する御報告でございます。

昨年末の日本商工会議所に続きまして、全国知事会、全国市長会、全国町村会という三つの地方団体の事務総長さんのところに参りまして、私どもが12月14日付で出した「地方版規制改革設置のお願い」の背景、我々が何を考えているかということについて御説明させていただきました。我々は、各自治体の首長さんのリーダーシップ、主体性、自主性を最大限尊重させていただき、少なくとも強制的に設置をお願いするものではないということとはよく御理解いただきました。

私からは、今、各自治体で作成中の地方版総合戦略を実現するための阻害要因となるような規制があれば取り除く必要がありますね。その規制が国レベルのものであれば、どんどん私どもの会議にぶつけてください。県のレベルの規制であれば県に上げていただく。自分の市レベルの規制であれば、そのレベルで解決していただくということなのだけれども、「地方版規制改革会議」設置を契機として、総合戦略の阻害要因を取り除いて、地域経済の活性化に結び付けていただいたらよろしいのではないのでしょうか。主体的、自主的に御検討いただいた結果、「設置したい」あるいは「設置を検討したい」ということであれば、私どもの経験、ノウハウを少しでも活用いただけるようなアドバイスも含めて、応援団をやらせていただきます。我々は15名の委員と40名規模の事務局を抱えた組織であります。市レベルで考えれば、例えば規制改革担当を1人置いていただくところから始めてでも結構です。大切なことは、首長さんのリーダーシップ、本気でやるのだという気持ちさえあれば、一人、二人からスタートしていただいても全く問題ない。むしろ、形を整えるという入り方はしない方がよろしいのではないかと。このようなお話を申し上げました。

そして、できるだけ早いタイミングの全国の知事会、市長会、町村会の場で、事務総長若しくは会長から、今日私がお話ししたようなことを皆さんに御説明していただきたいということもお願いしたところ、快く応じていただきました。

商工会議所については、前回御報告したとおり、大変積極的でございます。既に514支部に対して、地元の自治体に規制改革会議を設置するように働きかけを指示するところまで動いていますというお話をいただいております。

また、今日、この会議の直前に経団連へ行ってきました。経団連で規制改革を担当されている行政改革推進委員会の委員長さんにも同じようなお話をしましたところ、各地域の

経団連との合同会議などの場で、岡議長の話を披露させていただきます。経団連も毎年毎年たくさんの要望を規制改革会議に出しているが、地域経済の活性化につながるようなことであれば、是非応援していきたいというようなコメントをいただいております。

さらに、まち・ひと・しごと創生本部との連携という観点から、伊藤大臣補佐官にも同じようなお話をしてまいりました。大変ポジティブに受け止めていただきまして、一緒になって、地方創生、地域活性化に取り組んでいきたいというお話をいただきました。

そのような形で、多くのところが地方版規制改革会議を設置いただけることを期待しているのですが、この間のお手紙では1月末までに回答してくださいということでございますので、それが集計できた段階で、次回か次々回の会議になると思いますが、どのような回答になったかということの皆様方に御報告させていただきたいと思っています。

最後に、委員の皆さん、あそこの知事を知っている、ここの市長を知っているという方もおられるとは思いますが、もしもそのような関係のある首長さんがいれば、是非前向きに検討してくださいというお話をさせていただければありがたいと思います。

私自身、今、三つの市と一つの県で内示をいただいておりますので、設置していただけるのだろうと期待しております。そのような個別の働きかけも効果がある場合がございますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

それでは、本日の会議はここで終了させていただきます。